

## 中四国統括支部規約実施細則

中四国統括支部規約の実施に関し必要な細則を次のとおり定める。

第 1 条 本統括支部規約第 5 条の事業に携わる下記の専門委員会を置く。

- (1) 本統括支部専門委員会は、広報委員会、技術委員会、庶務委員会、ライセンス委員会とする。
- (2) 構成する専門委員会委員長、専門委員は支部長が委嘱し、その職務にあたらせる。
- (3) 専門委員会委員長は総務委員から選出し、専門委員は S 協幹事を問わない。

第 2 条 本統括支部は、中国地区・四国地区で構成し、副支部長は支部長が選出されなかった地区から総務委員会にて選出する。

- (1) 副支部長は、支部長に代わって選出された地区における支部行事、総務委員の取りまとめを行うとともに、支部長を補佐する。
- (2) 本統括支部は支部長の指名により書記を置くことが出来る。なお、書記を指名した場合、総務委員会の承認を要する。

第 3 条 役員・ライセンス委員・幹事及び庶務並びに書記が、統括支部幹事会、総務委員会、各専門委員会、監査の実施および支部長が必要と認めた会議に出席する場合は、旅費を支給する。ただし、講習会、ジャンボリー等の行事と兼ねて行われる会議等については、半額支給とする。

第 4 条 下記の対象者が統括支部主催の下記業務の会議等に出席したときは、1 日につき、4 時間までの会議等は 1,000 円、4 時間を超える会議等は 2,000 円を支給する。

業務内容	対象者
(1) 統括支部幹事会又は総務委員会	幹事・役員及び書記
(2) 統括支部ライセンス委員会	ライセンス委員及び有識者
(3) 統括支部専門委員会	統括支部専門委員
(4) 監査の実施	監事及び会計

第 5 条 本統括支部功労者表彰については、別にこれを定める。

第 6 条 会計が幹事でない場合は、会計は、統括支部長の要請により統括支部幹事会等に出席することができる。

第 7 条 運営費助成

- (1) 運営費助成は、日本スクエアダンス協会に登録されたクラブに助成する。
- (2) 運営費助成の額は、クラブ設立時に 1 万円とする。
- (3) 運営費助成は、当該クラブ設立時の 1 回だけとする。

第 8 条 指導者派遣支援助成

- (1) 指導者派遣支援助成は、日本スクエアダンス協会に新たに登録されたクラブの支援として、他のクラブから指導者を派遣する場合に当該クラブからの申請により助成する。
- (2) 指導者派遣支援助成の額は、指導者の派遣にかかる 1 年間の交通費（実費）の半額とする。ただし、年間 5 万円を上限とする。
- (3) 指導者派遣支援助成は、当該クラブにつき 3 年までとする。

第 9 条 講習会助成

- (1) 講習会助成は、中四国統括支部SD講習会に対し助成する。
- (2) 講習会助成の額は、SD講習会1回につき5万円を助成することができる。
- (3) SD講習会でコーラーコースを設ける場合は、1コースにつき、30,000円を助成することができる。
- (4) 助成は、事前に中四国統括支部の承認を受けることとする。

#### 第10条 負担金

- (1) 中四国統括支部主催のSDジャンボリーを開催するときは、参加者から負担金を徴収する。
- (2) 負担金の額は、参加者1人につき500円とする。
- (3) 負担金は、中四国統括支部の会計に組み入れる。

#### 第11条 音響機材借用費

- (1) 中四国統括支部で行うスクエアダンス講習会において、音響機材を借用した場合は、1講習会1式につき5,000円を支払う。
- (2) 中四国統括支部スクエアダンスジャンボリーで、音響機材を借用した場合は1ジャンボリー1式につき15,000円を支払う。

第12条 中四国統括支部規約実施細則を変更する場合には、総務委員総数の3分の2以上が出席し、その4分の3以上の承認を必要とする。

2014年5月17日制定

2014年11月3日一部修正

2020年4月30日一部修正

2020年5月8日一部修正

2021年3月28日一部修正

2022年3月27日一部修正